

まちづくり推進会議を開催します

町民の皆さんがまちづくりに参画しやすい環境づくりのため、平成23年度から開催してきました「まちづくり推進会議」は、6年間で16回開催し、多くのご意見、ご提案を受け、まちづくりに反映させていただきました。

本年度からは新たな委員も迎え4期目が始まります。4期目の初会議を次のとおり開催します。町民の皆さんも自由に傍聴できますので、ぜひご参加ください。

○とき 6月27日(火)18時30分

○ところ

総合福祉センターうらら多目的研修室

○内容

町政への住民参画のあり方について ほか

○問合せ 企画財政課

(☎47-2115 役場2階 窓口12番)

■4期目の委員の皆さんは右の表のとおりです。

住所	委員名	住所	委員名
東幸町	小中 秀幸さん	実郷	佐々木直幸さん
西幸町	源藤 勇さん	緑丘	横川 弘紀さん
東町	小川 直子さん	協成	中 英美さん
元町	須河 浩司さん	開盛	森谷 明さん
旭町	大西 一郎さん	常盤	菅野 秀行さん
大町	芳賀 孝司さん	豊坂	上杉 隆博さん
仲町	向井 靖幸さん	清住	高内 孝治さん
栄町	山田 恭さん	西富	浅川 浩一さん
若富町	恩田 宗貞さん	北栄	河合 正福さん
若葉町	平林 規子さん	駒里	佐々木 渉さん
末広町	山田 一男さん	弥生	風早 央知さん
日出町	北川 克良さん	福野	渡邊 克夫さん
穂波	鎌田 芳一さん	高園	佐藤 浩基さん
柏丘	小池 寿幸さん	若富町	安達 尚子さん
日出	及川 勝彦さん	高園	佐藤 祐子さん
大谷	銅嶋 正貴さん		

国民健康保険税のお知らせ

地方税法施行令等の改正に伴い国民健康保険税の軽減範囲を次のとおり改正しました。

○国民健康保険税

・軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の5割・2割軽減を拡充しました。

区分	平成28年度まで	平成29年度から
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	所得額合計が33万円以下	所得額合計が33万円以下【改正なし】
5割軽減	所得額合計が33万円+26万5,000円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+27万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得額合計が33万円+48万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+49万円×(国保加入者数+※特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではありません)

○国民健康保険税の減免について

災害などにより生活が著しく困難になった方、その他特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)

児童手当現況届の手続きを

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方は、6月に児童手当現況届の手続きが必要となります。

この届け出により、引き続き児童手当の受給要件を満たしているかの確認と、所得制限に該当する世帯かの確認を行い、所得制限の対象となる世帯については年齢区分に関係なく中学生までの児童1人につき一律5,000円の支給額となります。

(前年6月の現況届で所得制限に該当していた受給者が、今回の現況届で所得制限非該当となった場合は、通常の児童手当の支給額となります)

なお、この届け出をされない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢区分など	支給額(月額)
0～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	15,000円(一律)
所得制限以上の世帯	5,000円(一律)

○届出期限 6月1日(内)～30日(金)まで

○対象者

現在、中学校3年生までの児童を養育されている方

○持参する物

・印鑑

・対象児童と父母の健康被保険証(コピー可)

・受給される方と対象となる児童の住所が異なる場合、児童が属する世帯全員の住民票が必要となります

・平成29年1月2日以降に他市町村から転入された方は、前住所地の所得証明が必要となります

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

医療機関での個別子宮がん検診・乳がん検診

医療機関での子宮がん検診(頸部がん検診・体部がん検診)・乳がん検診を実施します。

今年度から受診率向上のため、自己負担額を改正しました。

受診を希望される方は自己負担額をご持参の上、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡します。

○個別子宮がん検診の検査内容・対象者・自己負担額

区分	検診の種類	対象者	自己負担額	
			改正前	改正後
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度20歳以上となる女性	1,500円	1,200円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で不正出血などの症状のある方など	1,000円(病院で支払い)	
乳がん検診	マンモグラフィ検診(二方向)	今年度40～49歳となる女性	3,000円	1,300円
	マンモグラフィ検診(一方向)	今年度50歳以上となる女性	2,500円	1,100円

※昨年度に乳がん検診(マンモグラフィ検診)を受診された方は、対象外となります。

※平成28年度から国の乳がん検診の指針の改正により、マンモグラフィ検診のみとなりました。ただし、一部の医療機関では視触診を実施する場合があります。

○期間

平成29年6月1日～平成30年3月31日(年度末は混雑しますので、お早めに受診してください)

○問合せ 福祉保健課健康増進係

■問合せ 福祉保健課 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

